

議案第51号

利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、令和2年12月25日に昭和村と締結した利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、沼田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年条例第26号）第2条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星 野 稔



利根沼田地域 定住自立圏の形成に関する協定の  
一部を変更する協定書

沼田市・昭和村

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と昭和村（以下「乙」という。）は、令和2年12月25日に締結（令和5年9月28日変更協定）した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1生活機能の強化に係る政策分野(2)福祉①を②とし、同項の前に次の一項を加える。

① 子育て支援の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の子育て環境の充実を図るため、甲が設置するファミリー・サポート・センターの広域利用を推進するとともに、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。	甲は、ファミリー・サポート・センターを設置し、乙と連携して、住民の育児に係る援助活動を促進する。	乙は、甲と連携して、住民の育児に係る援助活動を促進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県沼田市下之町888番地  
沼田市

沼田市長

乙 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地  
昭和村

昭和村長